

総合リサイクルセンター 破砕機類更新工事に係る 生活環境影響調査書案の 縦覧と意見書の提出

市は、立川市総合リサイクルセンター破砕機類更新工事に係る生活環境影響調査書案をまとめました。縦覧と意見書の提出を受け付けます。

●縦覧 時6月1日(木)～30日(金)、午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜を除く)場ごみ対策課(総合リサイクルセンター内)、クリーンセンターたちむに、環境対策課(市役所2階79番窓口)

●意見書の提出 設備の設置に利害関係がある方は意見書を提出できます(時6月1日(木)～7月14日(金)(消印有効)に直接(土曜・日曜を除く)、または郵送で、ごみ対策課(〒190-0034西砂町4-77-1総合リサイクルセンター内)へ提出してください)必要事項①宛名(立川市長宛)②標題「立川市総合リサイクルセンター破砕機類更新工事に係る生活環境影響調査書案に関する意見書」③日付、住所、氏名④意見

立川駅周辺公衆喫煙所の 利用時間が変わりました

立川駅周辺公衆喫煙所の利用時間は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、午前6時～午後8時としていましたが、4月1日から、午前6時～午後10時に変わりました。なお、清掃中は利用できません。くわし

くは市ホームページをご覧ください。

環境対策課環境推進係・内線 2243

水道料金・下水道使用料 の支払いを猶予します

都水道局は、水道料金・下水道使用料の支払いが一時的に困難な方の支払いを猶予しています。

●対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しているなど、一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難になった方

●受付期間 9月30日(土)まで
●支払いを猶予する期間 申し出があった日から最長で1年間
●申都水道局多摩お客さまセンター ☎0570(091)100、ナビダイヤルを利用できない場合 ☎(548)5110(いずれも日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後8時)へ

固定資産税償却資産の申 告はお済みですか

法人や個人で工場や商店、不動産賃貸業などを営んでいる場合、所有している事業用資産(構築物、機械、器具、備品など)には、償却資産として固定資産税が課せられます。この固定資産税は地方税法で申告が義務付けられています。市内で事業を営んでいる方は、税務署だけでなく市にも申告が必要です。市への申告期限(毎年1月31日)はすでに過ぎていますが、申告は随時受け付けています。未申告の方は至急申告してください。くわしくはお問い合わせ

いただくか、税理士などに相談ください。または、市ホームページをご覧ください。

適正な賦課と未申告の解消に 取り組んでいます

市は、税務署と連携して申告内容を確認し、訪問催告を行っています。申告漏れや未申告の方には、地方税法に基づき、さかのぼって課税します。また、申告する必要のある方が申告しない場合や偽りの申告をした場合は、地方税法などにより罰金が科されることもあります。

課税課償却資産係・内線1228

「てまえどりPOPによる 食品ロス削減の啓発」 を実施します

市は、食品ロス削減に向けた取り組みの一環として、「てまえどりPOP」による食品ロス削減の啓発を環境月間(6月1日(木)～30日(金))にあわせて実施します。



アライグマ・ハクビシンの 防除事業を行っています

市は、お住まいになっている住居の敷地内でアライグマやハクビシンの被害を受けている場合等に、一定の条件のもと、捕獲器を設置します。お困りの方はご相談ください。

環境対策課環境指導係・内線 2248

国民年金(お得な付加年 金をご存じですか

国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料(令和5年度は月額1万6520円)に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せられます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。付加保険料は申し込んだ月からの納付となります。希望する方はお早めに手続きをしてください。

なお、国民年金基金に加入の方、既に老齢基礎年金を受給している方、国民年金第3号被保険者の方は、加入できません。市保険年金課国民年金係・内線1394、日本年金機構立川年金事務所 ☎(523)0352

今月の納期 5月31日(水)

固定資産税・都市計画税
第1期分 軽自動車税

納付書裏面等に記載の場所で納付してください

収納課管理係・内線1240

「こども110番の家」 ステッカーが変わります

「こども110番の家」は、子どもたちが外出先で犯罪などのトラブルに巻き込まれそうになった際に、避難場所になる家や商店、事業所等です。

5月から、「こども110番の家」の目印として貼られているステッカーが変わります。万が一に備えて、お子さんと一緒にステッカーの貼ってある場所を確認してみましょう。



これまでのステッカー



新しいステッカー

立川市青少年問題協議会事務局(子ども育成課内)内線1306

スズメバチにご注意を

ハチは春から夏にかけて巣を作り始めます。ハチは益虫なので、生活に支障がない場合は駆除の必要はありませんが、生活に支障を来す場合は駆除を検討してください。市は、ハチの種類確認、駆除方法のアドバイス、駆除業者の紹介を行っています。また、集合住宅以外の個人宅についてはスズメバチに限りハチの巣駆除補助金制度が利用できます。ご相談ください。

環境対策課環境指導係・内線2248

コガタスズメバチの巣 トックリ型からボール型へ変化



初期の巣(10cm程度)



成長した巣(50cm以上)

アシナガバチの巣 傘状(形状に変化なし)



初期の巣(3cm程度)



成長した巣(30cm以上)